

第2期亀岡市 子どもの貧困対策 推進プラン



子どもたちの
権利と育ちを
応援するまち
かめおか



令和8(2026)年3月

亀岡市

計画の策定にあたって

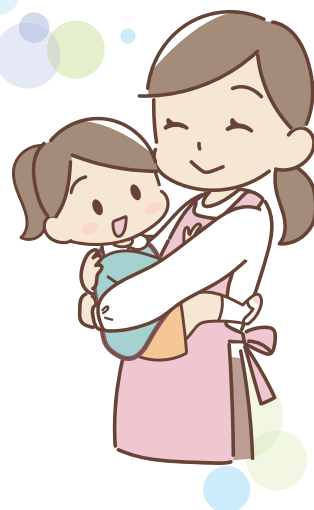
亀岡市では、平成30(2018)年12月に「亀岡市子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利を大切にすることが本市のまちづくりに息づくことで、すべての市民が支えあいながら心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指しています。

また、子どもや子育てをめぐる厳しい環境などの課題解決に向けた子育て支援対策を加速度的に進めていくため、令和4(2022)年8月に“子ども”と“子育てを頑張る人”を本気で応援する「子どもファースト」を宣言し、各種施策に取り組みながら、子どもたちの笑顔があふれる、子育てにやさしいまちづくりを推進しています。

今回、令和4(2022)年3月に策定した「亀岡市子どもの貧困対策推進プラン」の計画期間が終了することから、これまでの取り組みの成果や課題、調査の結果、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の趣旨やこども大綱などを踏まえ、新たに「第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラン」を策定しました。

子どもの貧困の捉え方

本計画において、「子どもの貧困」は、経済的な要因や社会的、文化的、歴史的などの要因により、子どもの生活や成長に必要なものや経験などが不足することで、子どもが健やかに育ち成長していく環境が損なわれている状況と捉えています。



計画の位置づけ

- 本計画は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に規定する「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画」として位置づけられます。
- 亀岡市子どもの権利条例を踏まえて、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するために定めるものであり、法律及び大綱を踏まえつつ、府の計画と連携を図りながら、亀岡市総合計画のもと、亀岡市子ども・子育て支援事業計画、亀岡市教育振興基本計画など、関連する諸計画との整合性を図ります。

計画の期間と対象

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とし、令和11(2029)年度の「第3期子ども・子育て支援事業計画」の見直しに合わせ、令和12(2030)年度以降は「こども計画」として包含する予定です。

また、本計画における「子ども」の対象は、「こども基本法」第二条第一項に規定する子どもとし、心身の発達の過程にある者のこととします。

計画の策定方法

① 亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議

有識者や子育て支援事業者などの意見を聴取するとともに、今後の施策実施に係る実効性のある情報を収集するため、子育て支援事業者や学識経験者などの構成員からなる「亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。



② 子どもの生活状況調査

令和6(2024)年度に、市内の小学校及び義務教育学校5年生、中学校2年生及び義務教育学校8年生、その保護者を対象としたアンケート調査を実施し、市全体の子どもの生活状況や学習環境などの把握を行いました。

実施概要

調査対象者：小学校及び義務教育学校5年生とその保護者、
中学校2年生及び義務教育学校8年生とその保護者（在籍児童数全数）

調査期間：令和7(2025)年2月17日(月)～2月28日(金)

回収状況：

	発送・配布数 (在籍数)	有効回収数	回収率
①市内の小学校及び義務教育学校5年生	747	580	77.6%
②市内の中学校2年生及び義務教育学校8年生	806	612	75.9%
③上記①と②の保護者	1,553	1,107	71.3%

※当該年齢でのきょうだい児の場合、保護者票は1つのみの回答としている。

③ 関係機関ヒアリング調査

保護者や子どもの日常生活の現状や貧困の状態に置かれた子どもやその家族に対し必要な支援などを把握し、今後の効果的な支援のあり方について検討するため、市内の関係機関に対しヒアリングシートを配布し、調査を実施しました。

④ パブリックコメントの実施

計画に対する市民の意見を募集し、本計画に反映するため、本市のホームページや市公共施設等で計画案を公開し、パブリックコメント（意見公募）を行いました。



亀岡市の現状

(子どもの生活状況調査より)



集計方法

保護者の経済状況や生活実態に着目して、「生活困窮層」、「周辺層」、「生活困難層」、「非生活困難層」の4つの分類に集計を行い、比較・分析を行いました。

【要素1】低所得

年間の家族全員の収入(税金と社会保険料などを引く前の総額(額面))の合計額が一定水準である162.5万円未満とみなされる世帯

※本調査から算出された「等価可処分所得」の中央値(325万円)の50%(162.5万円)を基準

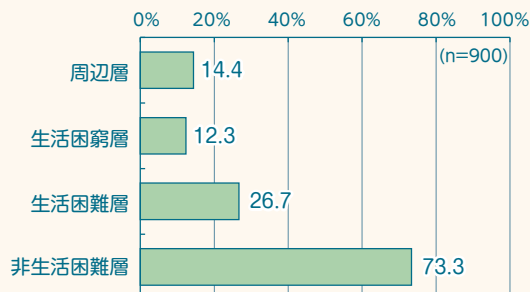
【要素2】家計の逼迫

経済的な理由で、公共料金の滞納、食料・衣類を買えなかった経験など5項目のうち、1つ以上あると回答した世帯

【要素3】子どもの体験や所有物の欠如

子どもの体験や所有物などの10項目のうち、経済的な理由で欠如している項目が3つ以上あると回答した世帯

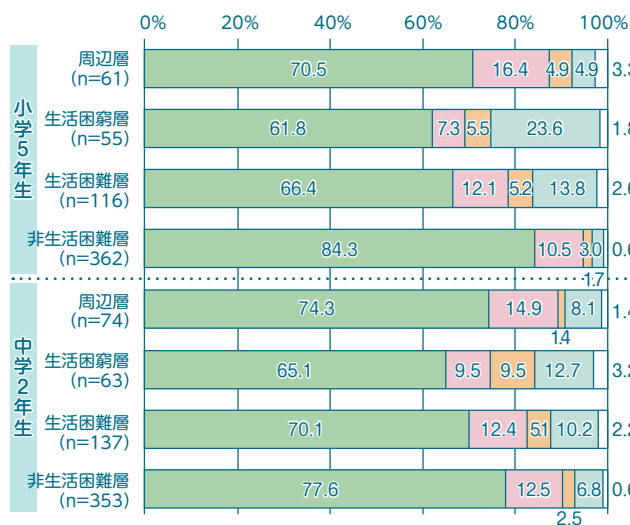
周辺層	いずれか1つの要素に該当
生活困窮層	2つ以上の要素に該当
生活困難層	生活困窮層 + 周辺層
非生活困難層	いずれの要素にも該当しない



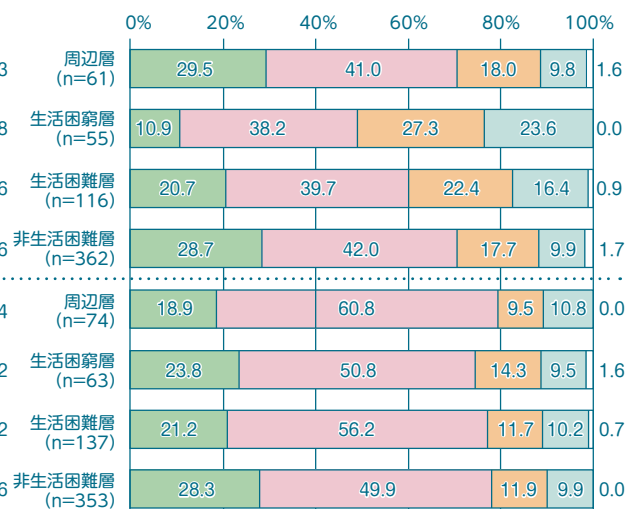
子どもの生活状況

生活困窮層・生活困難層では、規則性のある生活ができていない児童生徒が多くなっています。

■朝食の摂取状況



■就寝時刻の規則性



■ 毎日食べる(週7日)
■ 週5~6日
■ 週3~4日
■ 週1~2日、ほとんど食べない
□ 無回答

■ そうである
■ どちらかといえばそうである
■ どちらかといえばそうではない
■ そうではない
□ 無回答

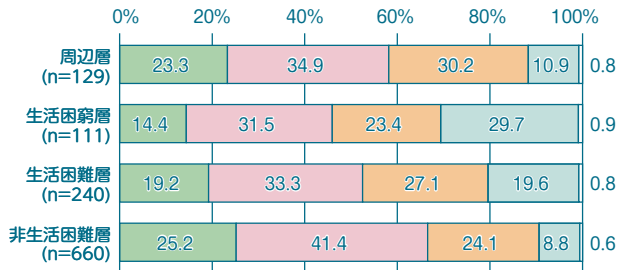


保護者が18歳になるまでの家庭や地域などについての状況

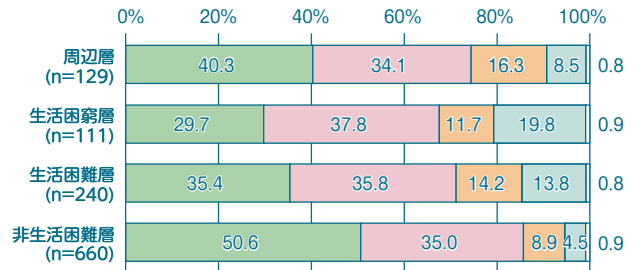


生活困窮層・生活困難層（周辺層を含む）では、保護者が子どもの頃に家族や周囲の大人との関係が薄い傾向がみられます。

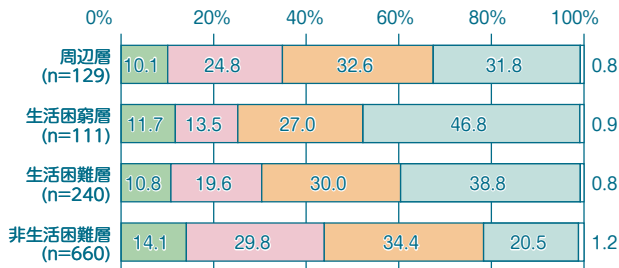
■家族には自分の気持ちを話すことができた



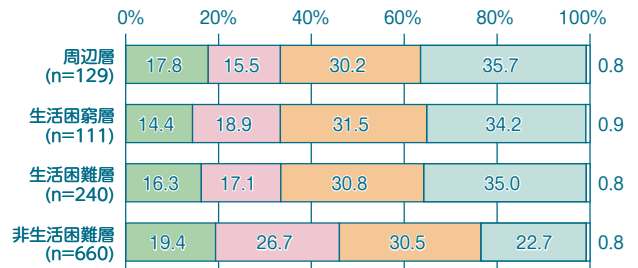
■家では大人に守られていて安心して過ごすことができた



■学校には相談できる先生がいた



■両親以外に、話を聞いてくれる大人がいた



■ そう思う ■ まあそう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない □ 無回答



調査結果等からの今後の方向性



- 教育や進学に対するニーズは、それぞれ個人によって異なるものの、すべての子どもたちが、それぞれ希望する進学につながるよう、各個人の状況に応じた学習環境の整備や学習機会を提供する支援が求められています。また、そのためには、学習習慣などの日常生活の望ましい過ごし方を身に付けるための支援も必要です。
課題を有する子どもやその保護者など、誰一人取り残すことのない支援を提供するとともに、継続的に見守り、支えていくことのできる体制づくりの強化に向けて、行政だけでなく、地域や保育・教育機関、民間団体など、市全体で支援を進めていきます。
- 保護者自身が心身ともに健康で、心にゆとりのある生活を送ることが、子育てをしていく上では大切であり、子どもにとっても非常に重要です。また、地域社会から孤立して一層困難な状況に陥らないよう、早期に発見し、支援につなげることが必要です。子育てへの不安や悩みを気軽に相談できるよう、居場所づくりを進めるとともに、ライフステージに応じた適切な支援を行います。
- 子どもへの学習支援や保護者の相談・サポート、経済的な支援制度があっても、その情報や内容が必要な人に届いていないと意味がないことから、必要な方に必要な支援が確実に届くよう、各種サービスの充実とともに、その情報提供の充実を行います。

計画が目指す姿

子どもの未来はわがまちの未来であり、日本の未来です。

次代を切り拓いていく子どもたちの育ちをしっかりと支え、すべての子どもたちが将来に夢と希望を感じられる社会を実現することが必要です。

本計画では、子どもの将来のみならず現在も重視し、すべての子どもと家庭において、家庭の経済的な事情によって未来が左右されることなく、教育を受けられる機会と権利、そして健全な育成環境が保障されるよう、学習の機会均等と貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備を推進し、引き続き子どもたちの権利と育ちを応援し、子どもたちの笑顔があふれるまちを目指します。

亀岡市が目指す都市像

人と時代に選ばれるリーディングシティ亀岡

(「第5次亀岡市総合計画」より)

『子ども・子育て』分野が目指す姿

子どもファースト宣言

すべての子どもたちが光り輝く 笑顔あふれるまち

『すべての』… 支援が必要な子どもも含めた全員

『光り輝く』… 生まれ育つ環境に左右されず成長していける状況

子どもの貧困の解消に向けて目指す姿

本計画の基本理念

子どもたちの権利と育ちを応援するまち かめおか

子どもの視点

生まれ育った家庭の事情等に左右されず夢と希望に向けて成長できるまち

保護者の視点

子育て世帯が必要な支援を受けられ安心して子育てができるまち

地域の視点

子どもの貧困に様々な社会的要因があることを広く共有し子どもが地域や社会とつながりをもって暮らせるまち

基本目標

施策1



子どもの学びの支援の充実

子どもが、家庭の経済状況にかかわらず、幼児期から青年期にかけて質の高い教育を受け、主体的に学び、新たな課題に挑戦する力を育てるとともに、自他を尊重し、共感できる心を育てます。

具体的な施策

- ① 生きる力の基礎を育む幼児教育・保育の推進
- ② 一人ひとりの状況に応じた学びの支援や環境の充実
- ③ 多様な体験や個別最適な学習機会の提供

施策2



家庭生活の支援の充実

貧困の状況にある子どもやその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠・出産期からの支援をはじめ切れ目のない支援を推進するとともに、支援を要する課題を抱える子どもと家庭に対して、関係機関が連携して早期発見・早期支援につなげ、社会への適応に向けて支援します。

具体的な施策

- ① 養育環境の早期把握と早期対応
- ② 子育て家庭における養育の支援
- ③ ひとり親家庭等の支援

施策3



生活基盤の確立支援の充実

保護者の生活の不安解消や、収入・職業の安定による経済基盤を確保するという観点から、保護者の自立や就労支援を推進するとともに、生活に困難を抱えている人などの生活を支援するため、経済的支援をはじめとする必要な施策を推進します。

具体的な施策

- ① 支援を必要とする保護者への支援
- ② 仕事と子育ての両立支援
- ③ 経済的負担の軽減

施策4



地域ぐるみの支援の充実

子どもの健全な成長を促すため、家庭の状況把握や食事の提供、学習・生活支援などを通じて子どもの孤立防止と見守りを行うことにより、地域における見守り体制や安心・安全なネットワークづくりを推進します。

具体的な施策

- ① 子どもや保護者の孤立防止と見守り支援
- ② こども・若者等の居場所づくりにもむけた取り組み
- ③ 子育て世帯への情報提供

ライフステージに沿った取り組み

就学前

1 養育環境の早期把握と早期対応



ア 訪問等支援体制の充実

- 乳児家庭全戸訪問事業
- 母子保健地区担当保健師活動
- 妊娠・出産支援事業
- 養育支援訪問事業
- 歯・口腔の健康管理
- 障がいの早期発見・早期支援

イ 親同士の交流や相談支援体制の充実

- 家庭児童相談事業
- こども相談事業
- 利用者支援事業
- 各種子育て相談の充実
- 地域子育て支援拠点事業
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

ウ 各種情報提供の推進

- 子育てや家庭教育に関する情報提供の充実
- 家庭教育支援事業(子育て・親育ち講座)

ア 幼児教育・保育の無償化

- 幼児教育・保育の無償化
- 副食費の無償化

イ 幼児教育・保育の質の向上

- 幼児教育・保育の充実
- 幼・保・こ・小の連携強化
- かめおか乳幼児教育センター事業

2 生きる力の基礎を育む幼児教育・保育の推進

ウ 保育サービス等の充実

- 保育サービスの実施
- 放課後児童健全育成事業
- 延長保育事業
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 保育人材の確保対策
- 保育所(園)でのおむつの提供・処理の無償化

ア 学力向上や学習支援の取り組み

- 亀岡市地域未来塾事業
- まなびの機会サポート事業

イ 教育費の負担軽減等による学びの保障

- 小・中学校就学援助
- 生活保護制度に係る高等学校等修学費援助
- 生活保護制度に係る教育費支給

1 一人ひとりの状況に応じた学びの支援環境の充実

ウ 相談体制の充実

- 教育相談事業
- スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー(SSW)と連携した支援
- 生理の貧困問題に係る支援体制の充実
- 教育支援センター事業
- スクールロイヤー事業

エ 進路選択支援

- キャリア教育事業
- 進路指導・進路選択支援事業

2 多様な体験や個別最適な学習機会の提供

ア 学校における体験や学習機会の充実

- 学童期の健康づくりの推進
- 家庭教育支援事業
- 食育の推進
- 人権教育の充実
- 道徳教育の充実
- 特別支援教育の充実
- 環境学習の充実



小・中学生期

1 子どもや保護者の孤立防止と見守り支援

ア 地域における見守り体制の構築

- 青少年の健全育成活動
- 青少年の非行防止活動

2 経済的負担等の軽減

ア 子育てに係る経済的負担の軽減

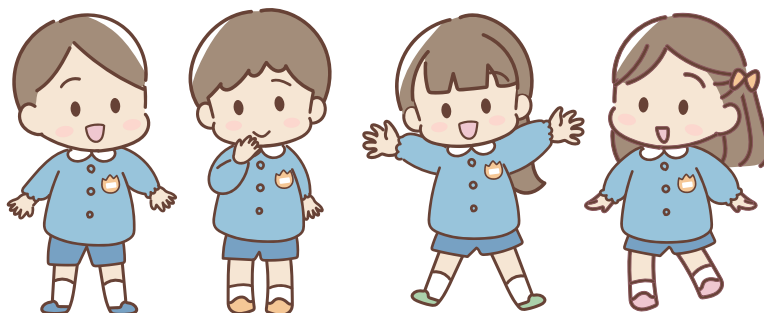
- 生活保護制度に係る高校生等アルバイト収入認定除外
- こども医療費18歳まで拡大と無償化

高校生期

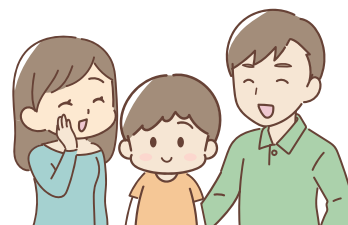


ライフステージ全体を通じた支援

1 子育て家庭における 養育の支援	ア 虐待防止支援	●要保護児童対策地域協議会
	イ 多様な背景を持つ子どもや家庭への支援	●障がいのある子どもの相談体制の充実 ●障がいへの理解・啓発推進 ●障がいのある子どもの経済的負担の軽減 ●母子生活支援施設への入所支援 ●福祉の相談窓口の充実 ●重層的支援体制整備事業による相談支援 ●多様な背景を持つ子どもや家庭への支援
	ウ ヤングケアラー支援	●ヤングケアラーの早期発見・支援
2 ひとり親家庭等の支援	ア ひとり親家庭支援	●養育費に関する公正証書等作成促進事業 ●子どもの養育支援事業 ●ひとり親家庭相談 ●ひとり親家庭医療費助成 ●ひとり親家庭奨学金
	イ ひとり親家庭に対する就労支援	●自立支援教育訓練給付金の支給 ●高等職業訓練促進給付金事業 ●地域就労支援事業 ●母子・父子自立支援員による相談の充実
3 経済的負担等の軽減	ア 生活困窮者に対する自立・就労支援	●生活保護制度に係る就労自立給付金事業 ●生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業） ●生活保護制度に係る被保護者就労支援事業 ●生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業） ●生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） ●生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）
	イ 子育てに係る経済的負担の軽減	●特別支援教育就学奨励費負担 ●生活保護制度に係る自立更生のための 恵与金収入等の認定除外 ●生活困窮者自立支援事業 （こどもの学習・生活支援事業） ●公営住宅への入居支援 ●児童手当の支給 ●福祉貸付事業 ●児童扶養手当の支給 ●JR通勤定期乗車券割引証明書交付
4 子どもや保護者の孤立防止と見守り支援	ア 地域における見守り体制の構築	●こども宅食見守り事業 ●民生委員・児童委員
5 こども・若者等の居場所づくりにむけた取り組み	ア こども・若者の居場所整備の推進	●こども・若者の居場所整備の推進



目標指標



● 子どもの視点

生まれ育った家庭の事情等に左右されず、夢と希望に向けて成長できるまち

指標	関連施策	現状値 (令和6年度) 【2024年度】	目標値 (令和11年度) 【2029年度】
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率		100%	100%
生活保護世帯の子どもの高等学校中退率		5.2%	1.2%
生活保護世帯の子どもの望む進路の実現率 (高等学校卒業時)		100%	100%
地域未来塾の受講生が希望した進路につけた割合		90%	100%
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学4年生	84.9%	93.3%
	中学2年生	56.7%	62.3%
要保護児童対策地域協議会管理ケースにおいて、子どもが発達段階に応じて自らの意見を表明できるよう支援した割合		2.1%	100%

● 保護者の視点

子育て世帯が必要な支援を受けられ、安心して子育てができるまち

指標	関連施策	現状値 (令和6年度) 【2024年度】	目標値 (令和11年度) 【2029年度】
虫歯の無い3歳半の幼児の割合		86.2%	91.4%
児童扶養手当受給者における公正証書等により養育費の取決めをしている割合		24.5%	26.6%
児童扶養手当受給者における父母の平均所得		137万円	155万円
保育所待機児童数		10人	0人
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合 (4か月児、1歳6か月児、3歳児健診)		78.0%	85.3%

● 地域の視点

子どもの貧困に様々な社会的要因があることを広く共有し、子どもが地域や社会とつながりをもって暮らせるまち

指標	関連施策	現状値 (令和6年度) 【2024年度】	目標値 (令和11年度) 【2029年度】
子の養育に不安を抱え、行政機関からの継続的な支援が必要と判断した児童と保護者がサポートプランを通して他のサービスを受け入れるようになった割合		0.9%	100%

【参考】子どもの貧困に関する指標比較表（抜粋）



指標	亀岡市数値	京都府数値	全国数値
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	100%	89.1%	92.5%
生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率	5.2%	1.5%	3.7%
小・中学校における不登校児童生徒数	250人	6,210人	346,482人
就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	100%	88.0%	83.2%
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	100%	95.8%	85.8%
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	100%	96.0%	86.6%
滞納経験（電気・ガス・水道） ひとり親世帯	電気 10.7% ガス 4.1% 水道 9.8%	—	電気 6.9% ガス 6.4% 水道 8.4%
滞納経験（電気・ガス・水道） 子どものいる全世帯	電気 3.7% ガス 1.9% 水道 4.3%	—	電気 2.2% ガス 1.9% 水道 2.2%
過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	食品 36.1% 衣服 41.0%	—	食品 20.8% 衣服 18.8%
過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験（子どものいる全世帯）	食品 14.6% 衣服 16.9%	—	食品 12.0% 衣服 13.7%
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	相談 4.1% お金援助 18.9%	—	相談 8.9% お金援助 25.9%
子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（等価世帯所得第1～3十分位）	相談 5.4% お金援助 19.6%	—	相談 7.2% お金援助 20.4%
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯）	64.1%	56.4%	46.8%
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（父子世帯）	25.0%	30.0%	28.2%
ひとり親家庭のうち養育費を現在も受け取っている割合（母子世帯）	41.6%	33.2%	8.1%
ひとり親家庭のうち養育費を現在も受け取っている割合（父子世帯）	0.0%	13.3%	8.8%

子どもたちの
権利と育ちを
応援するまち
かめおか

第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラン
《概要版》

令和8(2026)年3月 亀岡市

こども未来部 子育て支援課

〒621-0805 亀岡市安町釜ヶ前82番地

電話:0771-25-5126 (直通) FAX:0771-25-5128